

○厚生労働省告示第四百十三号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、並びに地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第二百二十四号）及び障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請を行った者（以下「申請者」という。）に係る第五の規定による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の規定の適用については、同告示の規定中「障害支援区分」とあるのは「障害程度区分」と、第六の規定による改正後の厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働

省告示第五百四十二号)の規定の適用については、同告示の規定中「及び障害支援区分」とあるのは「及び障害程度区分」と、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第3号」とあるのは「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第5号)による改正前の障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第40号)第2条第2号」と、「同条第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同条第5号」とあるのは「同条第4号」と、「同条第6号」とあるのは「同条第5号」と、「同条第7号」とあるのは「同条第6号」と、第七の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)の規定の適用については、同告示の規定中「障害支援区分」とあるのは「障害程度区分」とし、申請者であつて第七の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準第十一号又は第二十四号の基準に該当するものは、第七の規定による改正後の厚生労働大臣が定める基準第四号、第十二号又は第二十五号に該当するものとみなす。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

第一 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「障害児入所施設」を「福祉型障害児入所施設」に改め、同項第十六号中「、共同生活介護」を削り、第二項第二号中「障害児入所施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。

第二 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）の一部を次のように改正する。

第四号中「障害児入所施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。

第十四号中「、共同生活介護」を削る。

第三 次に掲げる告示の規定中「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号）第二条第二号

二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）第一条第三号イ

第四 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一の二の3中「及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）」を削る。

第二の一中「ケアホーム、」を削り、「ケアホーム等」を「グループホーム等」に改める。

別表第三の三中「、共同生活介護」を削り、同三の表中「共同生活援助」を「共同生活援助」に改め、「又はケアホーム」及び「又は共同生活介護」を削り、「ケアホーム等」を「グループホーム等」に改める。

第五 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を次のように改正する。

第一条第五号中「であって常時介護を要する障害者等」を「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの」に改め、「家事」の

下に「、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護」を加え、「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第六号中「別表第五又は別表第六」を「別表第六又は別表第七」に改め、同条第七号中「別表第七」を「別表第八」に改める。

別表第三の実習の項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

別表第七を別表第八とする。

別表第六の(注)中「別表第五」を「別表第六」に改め、同表を別表第七とし、別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第五号関係）

演習		講義		区分	科目	時間数	備考
		強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義					
行動障害がある者の固有のコミュニケーション	基本的な情報収集と記録等の共有に関する実習	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	三・五	二・五			

合計	ーシヨンの理解に関する実習		
	行動障害の背景にある特性の理解に関する実習	一一・五	
		一一一	

第六 厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法の一部を次のように改正する。
 題名及び本文中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

本文中「第一百七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第四百四十四条」を「第八十四条において準用する同令第七十条の二」に、「及び障害程度区分」を「及び障害支援区分」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条第2号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第3号」に、「回条第3号」を「回条第4号」に、「回条第4号」を「回条第5号」に、「回条第5号」を「回条第6号」に、「回条第6号」を「回条第7号」に改める。

第七 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号イの(9)中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、第二十五号を削り、第二十四号中

「行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が8点以上であること。」を「第四号の規定を準用する。」に改め、同号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号イの(9)中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号を第十三号とし、第十一号中「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第一条第一項に規定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第二第一の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における調査項目中6―3―イ、6―4―イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に関する調査項目並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が8点以上であること。」を「第四号の規定を準用する。」に改め、同号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号イの(9)中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号を第九号とし、第五号を第六号とし、第六号を第七号とし、第七号を第八号とし、第四号イの(10)中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める

基準

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上であること。

第二十六号を削り、第二十七号中「第10の14」を「第9の14」に改め、同号を第二十六号とし、第二十八号中「第10の15」を「第9の15」に改め、同号を第二十七号とし、第二十九号中「第11の9」を「第10の9」に改め、同号を第二十八号とし、第三十号中「第11の10」を「第10の10」に改め、同号を第二十九号とし、第三十一号中「第12の13」を「第11の13」に改め、同号を第三十号とし、第三十二号中「第12の14」を「第11の14」に改め、同号を第三十一号とし、第三十三号中「第13の13」を「第12の13」に、「第13の1」を「第12の1」に改め、同号を第三十二号とし、第三十四号中「第13の16」を「第12の16」に改め、同号を第三十三号とし、第三十五号中「第13の17」を

「第12の17」に改め、同号を第三十四号とし、第三十六号中「第13の13」を「第12の13」に、「第14の11」を「第13の11」に、「第15の12」を「第14の12」に、「第14の1」を「第13の1」に、「第15の1」を「第14の1」に改め、同号を第三十五号とし、第三十七号中「第14の15」を「第13の15」に改め、同号を第三十六号とし、第三十八号中「第14の16」を「第13の16」に改め、同号を第三十七号とし、第三十九号中「第15の17」を「第14の17」に改め、同号を第三十八号とし、第四十号中「第15の18」を「第14の18」に改め、同号を第三十九号とし、第四十一号中「第16の9」を「第15の9」に改め、同号を第四十号とし、第四十二号中「第16の10」を「第15の10」に改め、同号を第四十一号とする。

別表第二を次のように改める。

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーション
		3. 会話以外	

多動・行動停	異食行動	大声・奇声を出す	説明の理解	
1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 理解できる	
2. 希に支援が	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要		
3. 月に1回以	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要		
4. 週に1回	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	2. 理解できない	の方法でコミュニケーションできる
5. ほぼ毎日	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	3. 理解できていないか判断できない	できない

不適切な行為	他人を傷つける行為	自らを傷つける行為	不安定な行動	止
1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	
2. 希に支援が	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	必要
3. 月に1回以上	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	以上の支援が必要
4. 週に1回	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	以上の支援が必要
5. ほぼ毎日	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	（週5日以上）の支援が必要

第八 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等

(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一号イの(2)中「共同生活介護、」を削り、同号へ中「第三百三十七条又は第二百七条」を「第二

てんかん	1. 年に1回以上	過食・反すう等	1. 支援が不要	突発的な行動	1. 支援が不要
			2. 希に支援が必要		2. 希に支援が必要
			3. 月に1回以上の支援が必要		3. 月に1回以上の支援が必要
	2. 月に1回以上	4. 週に1回以上の支援が必要		4. 週に1回以上の支援が必要	
	3. 週に1回以上	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要		5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要	

百七条又は第二百十三条の二」に、「指定共同生活介護又は指定共同生活援助」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「第百三十八条第一項又は第二百八条第一項」を「第二百八条第一項又は第二百十三条の四第一項」に、「指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改め、ただし書を削る。

第九 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一号口中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

第十 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号中「心身の状態」を「支援の度合」に改める。

第十一 厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）を次のように改正する。

第七号中「第八号」を「第七号」に改める。

第九号イ中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第十二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに

所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）を次のように改正する。

第四号を削り、第五号中「第10の1」を「第9の1」に改め、同号を第四号とし、第六号中「第11の1」を「第10の1」に改め、同号を第五号とし、第七号中「第12の1」を「第11の1」に改め、同号を第六号とし、第八号中「第13の1」を「第12の1」に改め、同号を第七号とし、第九号中「第14の1」を「第13の1」に改め、同号を第八号とし、第十号中「第15の1」を「第14の1」に改め、同号を第九号とし、第十一号中「第16の1」を「第15の1」に改め、同号の表中「世話人」の下に「生活支援員」を加え、同号を第十号とする。

第十号の次に次の一号を加える。

十一 介護給付費等単位数表第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、	百分の七十

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。

第十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）を次のように改正する。

題名を次のように改正する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第八十四条において準用する同令第七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等

第一号中「第七十一条並びに」を削り、「第二十二条及び第四百四十四条」を「第七十条の二」に改める。

第四号中「第10の1」を「第9の1」に改める。

第十四 厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五号中「第10の1」を「第9の1」に改める。

第九号中「第9の8の注、第10の11の注2、第12の5の9」を「第9の11の注2、第11の5の9」に、「第16の6」を「第15の6」に改める。

第十号中「第11の1」を「第10の1」に改める。

第十五 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

本文中「の障害の程度」を「に必要とされる支援の度合」に、「定める程度」を「定める支援の度合」に、「認める程度」を「認める支援の度合」に改める。

第一号及び第二号中「とする程度」を「とする場合における支援の度合」に、「有する程度」を「有する場合における支援の度合」に、「準ずる程度」を「準ずる場合の支援の度合」に改める。

第三号中「しない程度」を「しない場合の支援の度合」に、「する程度」を「する場合における支援の度合」に改める。

第十六 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサ―ビス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

本文中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第十七 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四の四の四の(8)中「、同令第三百三十八条に規定する指定共同生活介護事業者」を削り、「及び同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者」を「、同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者及び同令第二百十三条の四に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」に改め、同四の四の(10)中「第五条第二十五項」を「第五条第二十四項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

第十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第一百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第12の8」を「第11の8」に、「第13の8」を「第12の8」に改める。

第十九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

題名及び本文中「共同生活住居費」を「居住費」に改める。

第二十 次に掲げる告示の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

一 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第一号ロ(三)

二 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）第一号イ(3)

第二十一 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

本文中「、同条第十項の共同生活介護」を削り、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。